

大学での授業実施及び入構制限について

令和3年5月6日
群馬県立女子大学

令和3年5月10日から入構制限はレベル3に変更します。また、入構制限内容を改訂します。

制限レベル	レベルの説明	授業の実施	課外活動	学生	専任教員	非常勤講師	左記以外の者
レベル1	感染症拡大が収束していると認められる状況	通常	通常	通常	通常	通常	通常
レベル2	群馬県内で感染者が確認され、近隣の地域においては感染の拡大が認められる状況	原則、対面授業により実施し、特別な理由がある場合は、遠隔授業を実施	課外活動に係る開始届を大学に提出し、感染防止対策の上実施可能	対面授業の受講又は大学に用件がある場合(例:事務局、図書館、CALL教室、実技棟等の利用)以外は、原則として入構禁止	原則、出勤とし、在宅勤務の際には、事前に大学へ届け出る	対面授業の実施以外は、原則として入構禁止	事務局長が認めた者以外は、原則として入構禁止(運送事業者を除く)
レベル3	群馬県内において感染者の急増があり、大学危機対策本部が制限強化の必要を認めた時	原則遠隔授業により実施し、対面授業を実施する必要がある場合は、大学に申請の上許可を得て実施 ただし、感染状況により、レベル2と同等とする場合がある	原則として活動禁止 ただし、感染状況により認める場合がある	対面授業の受講又は大学に用件があり、申請の上許可された場合を除き、原則として入構禁止 ただし、感染状況により、レベル2と同等とする場合がある	対面授業の実施を除き、入構の際には、事前に大学の許可を得る ただし、感染状況により、レベル2と同等とする場合がある	対面授業の実施以外は、原則として入構禁止	事務局長が認めた者以外は、原則として入構禁止(運送事業者を除く)
レベル4	群馬県に緊急事態宣言が発令され、大学に対して休業要請があった時。または、大学危機対策本部が必要と認めた時	遠隔授業の方法により実施 ただし、感染状況により、レベル3と同等とする場合がある	原則として活動禁止	入構禁止 ただし、感染状況により、レベル3と同等とする場合がある	学長が認めた者以外は、入構禁止 ただし、感染状況により、レベル3と同等とする場合がある	入構禁止 ただし、感染状況により、レベル3と同等とする場合がある	学長が認めた者以外は、入構禁止